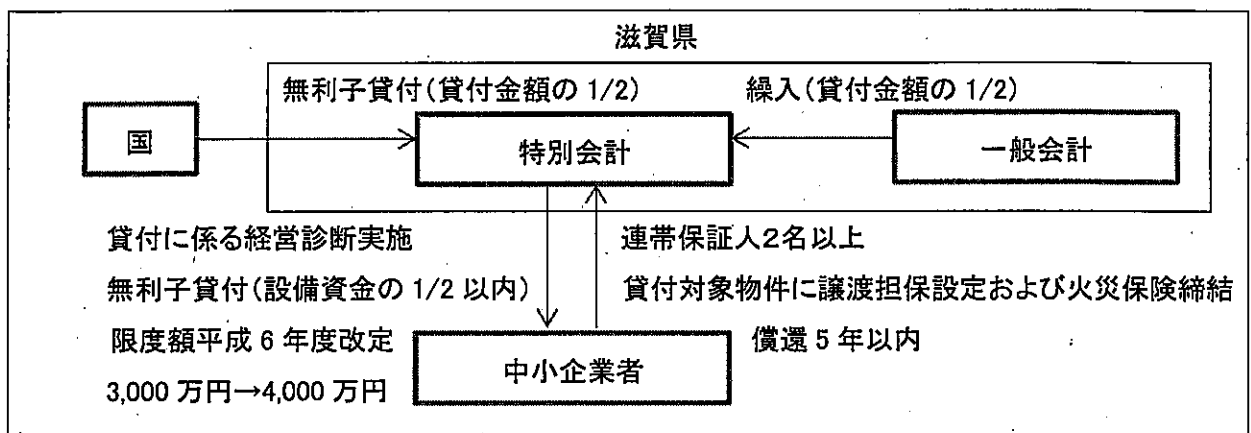


小規模企業者等設備導入資金未収債権の権利放棄について

1. 権利放棄の議決を求める未収債権

昭和 31 年度より中小企業振興資金助成法、昭和 38 年度より中小企業近代化資金助成法に基づき、中小企業者に県が直接貸付けを行った小規模企業者等設備導入資金（基本的スキームは下図のとおり）において、別紙記載の未収債権 8 件（元金 8 件およびこの内 2 件に係る違約金 2 件、合計額 22,737,936 円）については、既に消滅時効期間が経過しており、回収も見込めない状況となっている。

小規模企業者等設備導入資金(平成 12 年度法改正前)の基本的スキーム



2. 権利放棄の理由

倒産等による延滞発生後、主債務者および連帯保証人に対し、催告書を送付するとともに、折衝を繰り返し火災保険金の徴収や分納による回収を図ったほか、預金の差押え等の回収策も講じたが、主債務者らが死亡または所在不明、病気や高齢等で無資力またはこれに近い状態になったため、債権全額の回収に至らず、結果として消滅時効期間が経過したものである。

これらの未収債権については、かなり以前に消滅時効期間が経過しており、主債務者または連帯保証人（これらの相続人も含む）からの回収は、限りなく困難と見込まれ、税外未収金対策にかかるガイドラインにおける債権放棄の要件に該当する。

については、今後の回収が見込めないことから、未収債権の請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、平成 28 年 2 月滋賀県議会において権利放棄の議決を求めるものである。

別紙 小規模企業者等設備導入資金未収債権の状況

◆元金

NO	個人・法人の別	業種	貸付年度	貸付額(円)	償還額(円)	未収金額(円)	最終償還日	時効中断日	延滞の主な原因	主債務者の状況	連帯保証人の状況
1	個人	精油	S36	3,000,000	781,123	2,218,877	S49.7.15	S49.7.15	S39.7 倒産	生存	3名とも死亡 (相続人6名)
2	法人	製造	S38	3,000,000	1,792,000	1,208,000	H2.10.2	H13.10.3	S43.6 倒産	重畳的債務引受者1名死亡 (相続人2名は相続放棄) 免責的債務引受者1名生存	2名のうち1名死亡 (相続人4名)
3	法人	製紙	S39	3,000,000	1,266,000	1,734,000	S44.1.17	S44.1.17	S41.2 会社更生手続開始 S44.4 会社更生手続終結	不存在	2名とも死亡 (相続人10名)
4	法人	自動車修理	S39	2,323,000	580,750	1,742,250	S42.1.24	S42.1.24	S41.7 倒産	不存在	2名とも死亡 (相続人11名)
5	法人	糸巻	S44	4,500,000	1,424,000	3,076,000	H12.10.30	H12.10.30	経営不振 H8.6 みなし解散	不存在	2名とも死亡 (相続人2名)
6	個人	土木	S52	5,250,000	1,750,000	3,500,000	S55.6.2	S57.3.31	経営不振 主債務者所在不明	死亡 (相続人3名は相続放棄)	2名とも生存
			S53	3,000,000	0	3,000,000	-	S57.3.31			2名のうち1名死亡
7	個人	土木	S51	7,000,000	3,640,640	3,359,360	H7.7.13	H7.7.13	経営不振 主債務者所在不明	生存	2名とも生存
			S53	5,000,000	3,340,000	1,660,000	H4.4.28	H4.4.28			2名のうち1名死亡 (相続人1名)
8	法人	土木	S61	4,600,000	3,375,000	1,225,000	H16.4.13	H16.4.13	H2.6 倒産	債務承認者1名生存	2名とも死亡 (相続人6名)
合計				40,673,000	17,949,513	22,723,487	* 相続人は相続放棄していない生存者を記載				

◆違約金

NO	個人・法人の別	業種	貸付年度	未収違約金(円)	違約金対象元金償還日
1	法人	製紙	S39	1,383	S40.12.2
2	法人	自動車修理	S39	13,066	S42.1.24
合計				14,449	

延滞の主な原因	主債務者の状況	連帯保証人の状況
◆元金N03と同一		
◆元金N04と同一		

* 未収債権の消滅時効期間は商法第522条の規定により時効中断日の翌日より5年間